独立行政法人日本芸術文化振興会情報システムの統括運用管理支援業務に係る実施要項 の変更及び契約の変更(案)

> 令和2年6月 独立行政法人日本芸術文化振興会

1 独立行政法人日本芸術文化振興会情報システムの統括運用管理支援業務について 独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)では、業務を効率的に 遂行するために、ネットワーク基盤、管理業務システム等の業務システム、パソコン・ 複合機等のクライアント機器等からなる振興会情報システム(以下「情報システム」と いう。)を構築・運用している。情報システムの範囲は非常に多岐にわたり、これらを 安定的に運用するため、全体の運用、保守、管理等について、統括運用管理支援業務と して専門の業者に委託している。

この統括運用管理支援業務については、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争 入札を実施することとされ、現行の業務委託契約は平成30年度に行った調達に基づい たものである。

現行契約:平成30年7月2日~令和3年3月31日(33ケ月間)

2 契約期間変更の必要性

振興会における情報システムの統括運用管理支援業務の委託期間の終期は、別途調達 したネットワークシステム及び情報システム機器の賃貸借・保守期間の終期に合わせて おり、令和3年3月31日となっている。

現行ネットワークシステムは、平成30年3月から37ヶ月の賃貸借契約により導入したものであるが、昨今の就労環境の変化に伴う要請から、本格的なテレワーク環境の導入を含む新たな基盤整備の必要が生じており、幅広い見地から将来を見据えた検討を行いつつ、効果的な整備を実現するため、現行ネットワークシステムの利用を12ヵ月延長する予定である。統括運用管理支援業務は、このネットワークシステムの仕組み及び運用と極めて密接に関わることから、その契約期間についても賃貸借の契約期間と合わせることが合理的なため、現行の契約期間を変更(12ヵ月延長)することとしたい。

3 主な契約変更の概要

【委託期間の終期】

令和3年3月31日を令和4年3月31日に変更

(変更前)委託期間平成30年7月2日から令和3年3月31日まで (変更後)委託期間平成30年7月2日から令和4年3月31日まで

【契約変更の時期】

官民競争入札等監理委員会での了承後速やかに

改正案	現行
1~2 (略)	1~2 (略)
3 実施期間に関する事項 業務請負契約の実施期間は、平成30年7月2日から <u>令和4年</u> 3月 31日までとする。	3 実施期間に関する事項 業務請負契約の実施期間は、平成30年7月2日から平成33年3 月31日までとする。
(以下略)	(以下略)
別紙 1 独立行政法人日本芸術文化振興会情報システム総括運用管理支援業務民間競争入札による調達仕様書	別紙 1 独立行政法人日本芸術文化振興会情報システム総括運用管理支援業務民間競争入札による調達仕様書
1.1~1.5.1 (略)	1.1~1.5.1 (略)
1.5.2 契約期間 平成 30 年 7 月 2 日~ <u>令和 4 年 3</u> 月 31 日(<u>45 ヵ月</u> 間)	1.5.2 契約期間 平成 30 年 7 月 2 日~平成 33 年 3 月 31 日 (33 ヵ月間)
(以下略)	(以下略)